

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名： 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(株) 便利堂 京都府京都市中京区 新町通竹屋町下ル弁 才天町301	正倉院文書(続々修4-20 ~5-4巻)複製品製作	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年4月5日	56,542,500	随意契約	展示や学術・研究上における原品の忠実再現の必要性及び長期保存に対する耐久性を考慮しコ ロタイプ印刷法により製作する 必要があるが、当該技術は戦後 数十年もの歳月をかけて(株)便 利堂によって確立され、現在の ところ本印刷法の最高水準の技 術を保有している。また(株) 便利堂は、宮内庁・文化庁及び 各国公立博物館等に数多く複製 品を製作・納品しており、その 製作技術並びに信頼性は高く評 価されている。このように高い 技術力・信頼性及び多くの実績 を有し、また正倉院宝庫内に立 ち入る事の出来る唯一の業者で あるということもあり、本資料 製作を請け負うことの出来る唯 一の業者であるため。(人間文 化研究機構契約事務取扱規則第 26条第1項第十四号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
2	(有) サイレント フィルムナビゲー ターズ 東京都中央区入船1- 3-1 コンフォリア 銀座EAST302	第6展示室「ノモンハ ン・ハルハ河の攻防」他 6本 展示解説映像の製 作	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年6月2日	5,176,500	随意契約	戦時関係の映像フィルムの著作 権処理は専門性が高く通常の商 業映画に比して交渉が非常に難 しい分野であり、当館第5展示室 の無声映画の撮影を始め戦時 フィルムの著作権処理、編集に おいて多く実績を有すること、 戦時フィルム特有の多数の映 像・効果音を有していることか ら、当該映像製作を請け負わせ るのに最も適切な業者であるた め。(人間文化研究機構契約事 務取扱規則第26条第1項第十四 号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
3	(有) 光信理化学製 作所 東京都豊島区池袋本 町1-39-2	AMS用精製ライン K-R0- L	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年6月30日	5,775,000	随意契約	当該製品については、陶光信理 化学製作所が製作し、代理店等 を介さず直接販売を行っている ため。(人間文化研究機構契約 事務取扱規則第26条第1項第十四 号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
4	(株) 便利堂 京都府京都市中京区 新町通竹屋町下ル弁 才天町301	正倉院文書(続々修5-5 ~5-14巻)写真撮影委託	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年8月2日	11,942,000	随意契約	正倉院宝庫内に立ち入る事の出 来る唯一の業者であるため。 (人間文化研究機構契約事務取 扱規則第26条第1項第十四号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
5	(株) 日展 大阪府大阪市北区万 歳町3-7	総合展示リニューアル第 3展示室施工監理業務	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年8月2日	7,991,550	随意契約	総合展示リニューアル第3展示室 の展示設計作成業務について、 企画競争により採択され、当該 展示設計書を作成した(株)日展 に当該業務を委託することが、 業務実施上最も合理的かつ円滑 な監理業務を遂行できるため。 (人間文化研究機構契約事務取 扱規則第26条第1項第十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
6	(株) 毎日映画社 東京都千代田区一ツ 橋1-1-1	民俗文化財映像資料「香 波の船競漕行事」(仮 題)の製作	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年9月12日	11,445,000	企画競争 ・公募	企画競争を実施した結果、(株) 毎日映画社が選定されたため。 (人間文化研究機構契約事務取 扱規則第26条第1項第十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
7	インフォコム(株) 東京都千代田区神田 駿河台3-11	研究資源共有分散型シ ステムの構築	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年10月20日	14,582,085	企画競争 ・公募	企画競争をおこなった結果、イ ンフォコム(株)が選定されたた め。(人間文化研究機構契約事 務取扱規則第26条第1項第十四 号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
8	古美術 未央堂 東京都台東区池之端 1-1-4	染付龍文玉壺春 他1点	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年10月24日	7,350,000	随意契約	当該物品を保有しているのは古 美術 未央堂のみであり、代替 性の無いものであるため。(人 間文化研究機構契約事務取扱規 則第26条第1項第十四号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的なかつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
9	日本電子(株) 東京都昭島市武蔵野3-1-2	短波長サーモグラフィー 独国JENOPTIK社製 VarioTHERM basic	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年10月30日	6,983,550	随意契約	当該製品については、日本電子(株)を国内における唯一の販売代理店としているため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
10	(有)ササキ企画 神奈川県横浜市都筑区富士見が丘22-18	総合展示リニューアル第6 展示室設計作成業務	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成18年11月28日	6,615,000	企画競争・公募	企画競争を実施した結果、(有)ササキ企画が選定されたため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
11	(有)誠心堂書店 東京都千代田区神田神保町2-24	小野宮年中行事裏書(寛政二年三月記) 1冊	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年2月8日	7,980,000	随意契約	当該物品を保有しているのは(有)誠心堂のみであり、代替性の無いものであるため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
12	(株)臨川書店 東京支店 東京都千代田区神田駿河台2-11-16 さいかち坂ビル	禁裏寺社建築雛形 25点	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年2月8日	7,350,000	随意契約	当該物品を保有しているのは(株)臨川書店 東京支店であり、代替性の無いものであるため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
13	特許理化興業(株) 東京都中央区銀座1-27-8	酸化エチレン除去装置 山田工業(株)製 DEXER-500	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年2月9日	7,906,500	随意契約	当該製品については、特許理化興業(株)が千葉県内における唯一の販売代理店であるため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
14	ナショナル電設(株) 和歌山県和歌山市本町9-23	展示特殊機器装置の維持 運転管理	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月19日	13,393,800	随意契約	本機器類は多種多様な装置で構成されており、その維持運転管理は機器個々に関する知識はもとより、電気・電子技術について総合的知識を有する技術者でなければ実施できない。当該業者は本機器類の製作・設置に直接関わっており、当該機器類について細微にわたって熟知していることから、本業務を請け負うことのできる唯一の業者であるため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
15	(有)沙羅書房 東京都千代田区神田神保町1-32	「青園文庫」所荘吉コレクション 1括	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月26日	14,999,995	随意契約	当該物品を保有しているのは(有)沙羅書房のみであり、代替性の無いものであるため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
16	文教総合サービス(株) 東京都港区芝浦3-16-1 中野興産ビル6階	フロアスタッフ等業務	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月27日	146,267,604	随意契約	当該請負業務は、総合案内業務、展示場案内業務、券売・改札業務等を含む総合的な契約である。総合案内業務及び展示場案内業務は、展示場の警備、事故対応及び災害時来客者誘導等を包括する内容である事、券売・改札業務、警備業務など各業務の連携が円滑に行える事が重要であることから、一体的運営、一貫した責任管理体制で請け負わせる必要がある。当該業者は他機関での実績があり、また本館における今までの実績から業務内容を十分に熟知している等信頼のおける唯一の業者のため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(20年度から)	—	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的にかつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
17	(株) キヤドセンター 東京都文京区後楽2-3-21	「バーチャル長岡京」の製作及び展示	人間文化研究機構 (国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月27日	6,741,000	随意契約	本館が想定しているコンテンツの構築を可能とする機器等について調査・検討し選定された機器等については、(株)キヤドセンターが代理店等を介さず直接販売及びレンタルを行っている。また、当該機器を用いて平安京のデジタルコンテンツを立命館大学と共同で製作している実績を有しており、また様々な3Dデジタルコンテンツの製作を官公庁中心に手がけていることから、こうしたデジタルアーカイブの製作に精通していると言える。更に本件企画展示「長岡京遷都」展における展示構成上、先にあげた(株)キヤドセンターと立命館大学が権利を有している平安京のデジタルコンテンツが必要不可欠である。以上の理由から、当該業者がバーチャル長岡京の製作及び展示を請け負う事の出来る唯一の業者であるため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
18	フジテック(株) 大阪府茨木市庄1-28-10	昇降機設備保全業務	人間文化研究機構 (国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月28日	5,922,000	随意契約	本設備はフジテック(株)独自の技術を用いた設備であり、保守の安全性・迅速性を考慮すると製造メーカーである当業者に請け負わせることが最も適正であるため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
19	(株)日立製作所 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	情報システム一式の賃貸借契約の変更	人間文化研究機構 (国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月29日	78,498,000	随意契約	学術研究及び諸事業を効果的に遂行するため平成16年度に総合評価落札方式による一般競争により導入したものである。本館の運用に無くてはならないシステムであり、引き続き使用するため同社と契約する必要があったため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	見直しの余地あり	競争入札に移行 (情報システムを複数年リースしている契約であり、年度毎に期間変更契約を締結しているものである。次期システム(平成22年2月)導入の際は複数年契約へ移行する予定である。)	—	単価契約 (月額 6,541,500円)
20	(株)大峠プロダクション 東京都千代田区神田淡路町1-19-1	民俗文化財映像資料「津軽の地蔵さま」(仮題)の製作	人間文化研究機構 (国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月29日	12,390,000	企画競争・公募	企画競争の結果、当初は別の映像製作会社が選定され、シナリオ等が納品された。その後当該映像製作会社が経営状況の悪化等を理由に映画製作の辞退を申し出たため、本館民俗文化財映像資料制作委員会において、映像製作の継続を行うためのあらゆる条件・方法等を慎重に検討した結果、当該シナリオ及び製作スタッフを引き継いだ(株)大峠プロダクションであれば映像製作の遂行が可能であると判断したため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	—	
21	富士ゼロックス千葉(株) 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6	ゼロックス電子複写機の保守等	人間文化研究機構 (国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月30日	22,401,664	随意契約	富士ゼロックス千葉(株)はレンタル・保守ともに自社で対応しているため、緊急を要する修理への対応・部品パーツの供給が迅速に行え、また機械の使用量に応じて必要な消耗品を定期的に補給する定期配送システムを有する等、万全な保守サービスを受けることができる唯一の業者であるため。(人間文化研究機構契約事務取扱規則第26条第1項第十四号)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行 (機器の賃貸借も含め、競争入札を検討中。)	—	

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
22	ネイチャーシネプロ (有) 神奈川県秦野市千村 5-4-1	民俗研究映像「伝統カモ 猟と人の暮らし -加賀 市片野鴨池の坂網猟-」 (仮題)の製作	人間文化研究機構(国立歴史民俗博物館) 機構長 石井 米雄 千葉県佐倉市城内町117	平成19年3月30日	6,300,000	随意 契約	坂網猟は音や光に関して多大な 影響を受けることから、坂網猟 の撮影にあたっては地元の坂網 猟保存会の許可を得なければな らないこととされている。当該 映像製作における撮影について は、ネイチャーシネプロ南のみ に撮影許可が与えられており、 また当該業者は過去にも坂網猟 の撮影を行った実績があり、当 該業者が本映像製作を行える唯 一の業者であるため。(人間文 化研究機構契約事務取扱規則第 26条第1項第十四号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの	-	
合計					464,553,748						

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「(独)等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、(独)等とは、(独)通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する(独)又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」